

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊万里市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

佐賀県伊万里市長

公表日

令和6年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	伊万里市における母子保健事業の適正かつ効率的な執行のため、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1.保健指導に関する事務 2.新生児の訪問指導に関する事務 3.健康診査に関する事務 4.妊娠の届出に関する事務 5.母子健康手帳の交付に関する事務 6.妊産婦の訪問指導に関する事務 7.低体重児の届出に関する事務 8.未熟児の訪問指導に関する事務 9.未熟児の養育医療給付に関する事務 10.妊産婦又は乳児もしくは幼児に対する健康診断に関する事務
③システムの名称	1.健康管理システム（健康かるて）（標準化前）、健康管理システム（健康かるて）（標準化後） 2.Acrocity行政基本（標準化前）、.Acrocity行政基本（標準化後） 3.MICJET番号連携サーバー 4.中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項及び96の項 （情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、48の項、71の項、80の項、95の項、112の項、125の項及び161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	1. 健康福祉部こども家庭センター 2. 健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	1. こども家庭センター長 2. 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 こども家庭センター 母子保健係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2126 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査				
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発				
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署	所属長: 桑本 成司	所属長: 樋口 奈美江	事後	
平成29年9月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) ・第70項 (別表第2における情報提供の根拠) ・第26項、第56-2項、第87項	番号法第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) ・第70項 (別表第2における情報提供の根拠) ・第56-2項	事後	
令和1年6月28日	I 1. ②事務の概要	5.母子手帳の交付に関する事務	5.母子健康手帳の交付に関する事務	事後	
令和1年6月28日	I 1. ③システムの名称	1.Picasso健康管理 2.Acrocitiy行政基本 3.MICJET番号連携サーバー 4.中間サーバー	1.健康管理システム(健康かるて) 2.Acrocitiy行政基本 3.MICJET番号連携サーバー 4.中間サーバー	事後	
令和1年6月28日	I 5. ②所属長の役職名	樋口 奈美江	健康づくり課長	事後	
令和1年6月28日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民部 健康づくり課 保健予防係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-22-3916	市民部 健康づくり課 保健予防係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-22-3916 市民部 子育て支援課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策		※新様式への変更のため、追加	事後	
令和2年2月20日	I 1. ②事務の概要	伊万里市における母子保健事業の適正かつ効率的な執行のため、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1.保健指導に関する事務 2.新生児の訪問指導に関する事務 3.健康診査に関する事務 4.妊娠の届出に関する事務 5.母子健康手帳の交付に関する事務 6.妊産婦の訪問指導に関する事務 7.低体重児の届出に関する事務 8.未熟児の訪問指導に関する事務 9.未熟児の養育医療給付に関する事務	伊万里市における母子保健事業の適正かつ効率的な執行のため、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1.保健指導に関する事務 2.新生児の訪問指導に関する事務 3.健康診査に関する事務 4.妊娠の届出に関する事務 5.母子健康手帳の交付に関する事務 6.妊産婦の訪問指導に関する事務 7.低体重児の届出に関する事務 8.未熟児の訪問指導に関する事務 9.未熟児の養育医療給付に関する事務 10.妊産婦又は乳児もしくは幼児に対する健康診断に関する事務	事後	
令和2年2月20日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) ・第70項 (別表第2における情報提供の根拠) ・第56-2項	番号法第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) ・第70項 ・第69-2項 (別表第2における情報提供の根拠) ・第56-2項 ・第69-2項	事後	
令和3年1月20日	I 5. 評価実施機関における担当部署	1. 市民部健康づくり課 2. 市民部子育て支援課	1. 健康福祉部健康づくり課 2. 健康福祉部子育て支援課	事後	
令和3年1月20日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 情報広報課 市民サービス係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2133	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	
令和3年1月20日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民部 健康づくり課 保健予防係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-22-3916 市民部 子育て支援課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310	健康福祉部 健康づくり課 保健予防係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-22-3916 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310	事後	
令和4年1月20日	II 1. いつ時点の計数か 2. いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	令和3年12月31日 時点	事後	
令和4年1月20日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) ・第70項 ・第69-2項 (別表第2における情報提供の根拠) ・第56-2項 ・第69-2項	番号法第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) ・第69-2項 ・第70項 (別表第2における情報提供の根拠) ・第26項 ・第69-2項 ・第56-2項 ・第87項	事後	
令和5年1月20日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) ・第69-2項 ・第70項 (別表第2における情報提供の根拠) ・第26項 ・第69-2項 ・第56-2項 ・第87項	番号法第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) ・第69-2項 ・第70項 (別表第2における情報提供の根拠) ・第26項 ・第69-2項 ・第56-2項 ・第87項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月20日	Ⅱ 1. いつ時点の計数か 2. いつ時点の計数か	令和3年12月31日 時点	令和4年12月31日 時点	事後	
令和6年9月25日	I 1. ③システムの名称	1.健康管理システム(健康かるて) 2.Acrocitiy行政基本 3.MICJET番号連携サーバー 4.中間サーバー	1.健康管理システム(健康かるて)(標準化前)、 健康管理システム(健康かるて)(標準化後) 2.Acrocitiy行政基本(標準化前)、.Acrocitiy行政 基本(標準化後) 3.MICJET番号連携サーバー 4.中間サーバー	事前	
令和6年9月25日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第49項	番号法第9条第1項 別表70の項	事後	
令和6年9月25日	I 4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) ・第69-2項 ・第70項 (別表第2における情報提供の根拠) ・第26項 ・第69-2項 ・第56-2項 ・第87項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表95の項及び96の項 (情報提供の根拠) 番号法代19条第8号に基づく主務省令第2条の 表42の項、48の項、71の項、80の項、95の項、 112の項、125の項及び161の項	事後	
令和6年9月25日	I 5. ①部署	1. 健康福祉部健康づくり課 2. 健康福祉部子 育て支援課	1. 健康福祉部こども家庭センター 2. 健康福 祉部子育て支援課	事後	
令和6年9月25日	I 5. ②所属長の役職名	健康づくり課長	こども家庭センター長	事後	
令和6年9月25日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	健康福祉部 健康づくり課 保健予防係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-22-3916 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310	健康福祉部 こども家庭センター 母子保健係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2126 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ 1. いつ時点の計数か	令和4年12月31日 時点	令和6年8月31日 時点	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ 2. いつ時点の計数か	令和4年12月31日 時点	令和6年8月31日 時点	事後	